

# いじめ対応マニュアル

熊本市立千原台高等学校

本人からの訴え・日常の観察・アンケート・関係機関からの連絡・教育相談  
周りの生徒や保護者、地域からの訴え等の情報

担任〈事実確認〉関係職員（情報を得た職員等）

- ①誰が誰をいじているのか？【加害者と被害者の確認】
- ②いつ、どこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ③どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？【内容】
- ④いじめのきっかけは何か？【背景と原因】
- ⑤いつ頃から、どのくらい続いているのか？【期間】

〈報告・相談〉学年主任

- ◆担任または学年全体で被害生徒へのケア、加害生徒への指導や保護者への対応について検討して、学年会で協議の上指導する。学年全体で組織的な取り組みをおこなう。

〈報告・相談〉管理職

- ◆学年主任から学年会の協議内容の報告を受けて、助言、指示をおこなう。学校全体で組織的な取り組みをおこなう。

（いじめ防止等対策委員会）

- ◆校長・教頭・各学年主任・健康教育部長・生徒指導主事  
養護教諭・スクールカウンセラー・関係職員・人権教育主任

- ◆学年主任からの現状報告を受けて、情報の整理・記録・共有  
や対応、指導方針の確認、関係機関との連携をおこなう。

（いじめの救済に向けた対応）

- ◆担任または学年全体による見守りを  
意図的・計画的に実施し徹底する。

〈いじめ解消の事実の確認〉

- ◆教育相談や家庭訪問等を通じて状況を  
定期的に確認し、学年主任に経過  
を報告する。

〈継続指導・経過報告〉

- ◆学年主任がいじめ防止等対策委員会  
にて経過を報告する。

〈再発防止・未然防止活動〉

- ◆人権教育推進委員会を中心に、い  
じめ防止等対策委員会の指導・助  
言のもと、再発防止や未然防止の  
ための人権学習や講演会、職員研  
修等を企画する。

《関係機関との連携について》

学校だけで解決が困難な場合  
（暴力・恐喝等の犯罪行為等）  
（被害生徒への心のケア）  
（保護者への対応）

連絡・相談

警察・病院・関係機関と連携